

藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告で、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、1ヶ月もしくは年度を単位とし、連続する掲載期間は最大12ヶ月とする。12ヶ月経過後も引き続き掲載を希望する場合は、新たに申請書を提出するものとする。

2 広告掲載期間内に、藤沢市藤澤浮世絵館の都合でホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じ、下記に定めるところにより掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えた時	閉鎖した日数+1日

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、藤沢市藤澤浮世絵館ホームページのトップページ中の指定した位置とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦82ピクセル
- (2) 横174ピクセル
- (3) 5KB以内
- (4) jpgもしくはpng

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料については、下記のとおり定める。

単位(期間)	金額
1月単位 (掲載開始日から翌月同日の前日まで)	月額 1,000円
年度単位 (4月1日から翌年の3月31日)	年額 10,000円

(広告の募集)

第7条 広告の募集については、ホームページ等により行うものとする。

2 募集は随時行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申込みがあったときは、その諾否を決定し、藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ広告掲載承諾等通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告を掲載することを承諾された者(以下「広告主」という。)は広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、藤沢市藤澤浮世絵館が指定する方法により広告主の負担で作成し、藤沢市藤澤浮世絵館ホームページ広告掲載申込書(第1号様

式) に添えて提出すること。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 市長は、次の場合は広告の掲載を取消することができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 市長が広告主又は広告内容が不適當であると認めた場合

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、藤沢市藤澤浮世絵館の都合により広告掲載ができなくなったときは、返還することができる。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、2024年(令和6年)3月1日から施行する。

附 則

この要領は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。